

2

スタートアップ創出促進保証制度

スタートアップ創出促進保証制度(通称SSS保証)は、創業から一定期間を経過していない会社等に対して、経営者保証を不要とする融資により資金調達を支援する保証です。

対象となる方	①事業を営んでいない個人で、2か月以内(※1)に会社を設立する方 ②分社化を計画する会社(※2) ③事業を営んでいない個人が設立した会社(※2)で、設立後5年未満の会社 ④設立後5年未満の分社化された会社(※2) ⑤事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社(個人創業後5年未満に限る)(※2) (※1) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は6か月以内 (※2) 会社法の株式会社、合名会社、合資会社または合同会社をいいます (組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、医療法人等は対象となりません。)
自己資金要件	創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります
資金使途	運転資金および設備資金
保証限度額	3,500万円(創業関連保証および再挑戦支援保証と合算)
保証期間	10年以内(うち据置期間1年または3年以内(※3)) (※3) 次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。 ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする。 ②保証申込時に申込金融機関においてプロパー借入の残高がある。
貸付形式	証書貸付
返済方法	原則として、元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料率	年0.70%(創業関連保証の保証料率に0.20%上乘せ)
保証割合	責任共有制度対象外(100%保証)
必要書類	所定の申込書類のほか、創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)が必要です。
その他注意事項	本制度を利用した方は、原則として会社設立から3年目と5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を金融機関に提出する必要があります。 また、金融機関は、提出された「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写)」について、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月または10月のいずれか早い月に保証協会に提出する必要があります。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。